資料 1

産業構造審議会割賦販売分科会第6回個人信用情報小委員会について

1.日時:平成16年8月31日(火)14:00~16:00

2.場所:経済産業省別館9階944会議室

3.議題:経済産業分野の信用分野における個人情報保護ガイドライン等について

- (1)個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン
- (2)金融審議会での検討状況
- (3)経済産業分野の信用分野におけるガイドラインの主要な論点の説明及び論点ごとの自由審議
- 4. 出席委員(8名):

委員長 藤原 靜雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

飯島 巖 (株)オリエントコーポレーション代表取締役会長

池本 誠司 日本弁護士会連合会消費者問題対策委員会委員

南条 俊二 読売新聞社論説副委員長

花房 正義 日立キャピタル(株)取締役会長

堀部 政男 中央大学法科大学院教授

宮本 一子 (社)日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会消費生活研究

所長

渡辺 達徳 中央大学法科大学院教授

5. 論点及び意見のポイント:

(1)総論

ガイドラインの目的

ガイドラインの対象の考え方

・割賦販売法の登録事業者だけでなく、個品あっせんや自社割賦なども対象と すべき。信用情報という観点に注目して議論を進めるべき。

業界ルール及び金融分野ガイドラインとの調整

- ・ガイドライン策定に当たっては業界の自主ルールを考慮すべき。
- ・金融分野ガイドラインと経済産業省の信用分野におけるガイドラインのレベルは同一のものとし、事業者にとってダブルスタンダードにならないように するべき。
- ・自主ルールとガイドラインとの摺り合わせをする際の考え方としては、ハードルの高い方に合わせていくべき。

(2)個人情報の取得・利用の在り方

書面による同意確認及び同意条項の分離

- ・同意条項と契約条項とは紙を別々にすべき。個人情報に関する事項について、 消費者側の理解のためには、口頭説明及び書面確認をした上での同意取得が 望ましい。
- ・業界としては現行も書面確認とし、同意条項は別立てで区分して、同意取得 しているおり、別立てという考え自体に異論はない。
- ・契約の書面自体を別々にするのは、同じ内容を二重に行うだけになってしま うので適当ではない。消費者に分かりやすく説明する工夫は様々な方法が考 えられる。

個人情報の扱いの同意拒否への対応

・信用情報機関への情報登録について、申込者が同意拒否する場合は事業者が 契約拒否するのもやむを得ない。与信以外の目的については申込者が同意拒 否できるようにすべき。

(3)第三者提供の在り方

- ・競争関係にある信用情報機関に加盟する同業者全般を通じた情報の利用について共同利用と位置づけるのは不適当。第三者提供と位置づけるべき。
- ・信用情報機関を通じた情報の利用は割賦販売法及び貸金業法に基づくので、 法23条1項1号の「法令に基づく場合」との関係で第三者提供の同意は不 要となるのではないか。ただし、その場合であっても本人が知りうるように 通知・明示は必要。
- ・信用情報の交換については、これまでの議論を踏まえ、同意を前提に利用で きるようにすることも必要。

同意確認の方法

・第三者提供の提供先について、個別企業名の列挙が困難というのも分かるが、 消費者から具体的なイメージが分かるようにすべき。

信用情報機関間の情報交流の在り方

- ・多重債務問題及び適正与信の観点を中心に検討されるべき問題。
- ・業界内でもコンセンサスを得られておらず、今の段階では結論を出すのは難 しい。

共同利用の在り方

オプトアウトの在り方

・信用情報機関への情報提供は割賦販売法及び貸金業法に基づくものであり、 オプトアウトは行わないという方向で検討すべき。

(4)安全管理の在り方

- ・組織的措置も重要だが、実効性を担保するためには人的措置としての従業員 の教育・監督を重視すべき。
- ・違法行為を抑止するため、各企業内及び経済産業省内に公益通報のホットラインを設けられないか。
- ・安全管理措置の検討に当たっては、審議会の場においても、過去の情報漏洩 事例をよく分析して対策を検討すべき。

(5)開示等の手続の在り方

開示等を求めることができる代理人の範囲

・代理人の範囲については、開示手続の適用除外「個人の権利利益を害する場合」に該当する事例があるかどうか検討すべき。